

「障害」の「害」の字のひらがな表記について

第1 趣旨

従来用いられてきた「障害」の「害」という漢字について、その否定的なイメージから受ける「差別感」や「不快感」を考慮し、障害者の人権をより尊重するという観点から、ひらがな表記を行う。

第2 ひらがな表記の実施

- 1 市が作成する行政文書、啓発資料等において、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい者」「障がい」と表記する。ただし、法令等の名称を除く。

(例)障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- 2 市の組織名称について、「障害者」を「障がい者」に改める。

(例)障がい者支援課、青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会

第3 実施上の留意点等

ひらがな表記の実施については、誤りを正すという趣旨のものではなく、障害に対する理解を深めることを趣旨としていることから、次のとおり取り扱うこととする。

- 1 条例、規則、要綱等については、実施日以降に内容の改正を行なう際に、併せて表記を変更する。
- 2 実施日以降に配布する印刷物等において、既に印刷が終わっているものについては、刷り直しをせずに使用し、改正時や増刷時に表記を変更する。
- 3 表記の変更が困難であるものについては、条件が整い次第、順次表記を変更する。

第4 実施日

平成26年4月1日